

大学コンソーシアム熊本における
施設・設備等の共同利用に関する取決め

平成30年 4 月 1 日制定
令和 3 年 7 月 1 日改定
令和 4 年 1 月26日改定
令和 4 年 3 月14日改定
令和 4 年 9 月28日改定
令和 6 年 7 月22日改正

大学コンソーシアム熊本

大学コンソーシアム熊本の会員である高等教育機関等（以下「正会員」という。）は、定款第3条の目的に基づき、教育・研究等の充実に寄与するため、相互に共同利用可能な施設・設備等（以下「施設等」という。）とその利用について、次のとおり取決めを定める。

（趣旨）

第1条 この取決めは、正会員の所有する施設等のうち共同利用可能なものを定めるとともに、施設等を利用する際に必要な事項を定めるものとする。

（共同利用可能な施設等）

第2条 共同利用可能な施設等は、次のとおりとする。

正会員の名称	施設等の名称
九州看護福祉大学	体育館、グラウンド
九州ルーテル学院大学	ELC 教室（E-Learning Center）、 コンサートグランドピアノ、フルコンサートピアノ、 大学2号館（チャペル）、 大学4号館（1階ラーニングコモンズ、2階プレイルーム、3階4301教室）
熊本学園大学	産業資料館
熊本県立技術短期大学校	グラウンド、体育館、旋盤
熊本高等専門学校	体育館
熊本保健科学大学	アリーナ、レストラン「ピリア」、 キャンパステラス、50周年記念館
尚絅大学 尚絅大学短期大学部	（武蔵ヶ丘キャンパス） 学生会館（学食・茶室）、体育館 （九品寺キャンパス） 尚絅アリーナ、 大学1号館（10階ホール・実習室）
崇城大学	ソフトボール球場、SoLA ホール
東海大学九州キャンパス	カフェテリア（シエスタ）、音響映像設備
中九州短期大学	音楽棟、サッカー場（人工芝）
平成音楽大学	パイプオルガン、コンサートグランドピアノ

(利用期間及び時間)

第3条 共同利用可能な利用期間及び時間については、施設等を利用することにより当該施設等を所有する高等教育機関等（以下「所有者」という。）の教育・研究等に支障をきたさない範囲とする。

(利用の申請)

第4条 共同利用可能な施設等の利用を希望する者は、所有者に事前確認を行った上で、施設・設備等大学コンソーシアム熊本共同利用願（別紙様式、以下「共同利用願」という。）を所有者に提出するものとする。

(利用の許可及び通知等)

第5条 所有者は、前条に定める共同利用願の提出があったときは、速やかに施設等の利用の可否を審査し、その結果を利用代表者に通知するものとする。

2 前項により、施設等の利用を可とした場合、所有者は共同利用願の受付後、当該共同利用願を大学コンソーシアム熊本事務局（以下「コンソ事務局」という。）に送付するものとする。

3 前項により受付された共同利用願は、コンソ事務局において番号を付与した上で一元管理するものとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、利用する施設等の利用規則等のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用施設等の維持及び保全に努めること。

(2) 許可なく利用施設等の現状を変更しないこと。

(3) 利用施設等を許可なく第三者に利用させないこと。

(4) 施設等の利用にあたっては、所有者の指示に従うこと。

(5) 所有者の責に帰さない盗難・火災等、活動に伴う事故等に係る責任は、利用者が負うこと。

(6) 事故発生及び施設等の異常を認めたときは、所有者に速やかに報告すること。

(施設等の利用料)

第7条 この取決めによる施設等の利用料については、これを徴収しない。ただし、施設等の利用に係る光熱費等については、これを徴収することができる。

(有効期間)

第8条 この取決めの有効期間は、平成30年4月1日から2年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、正会員のいずれからも申し出のないときは、さらに2年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この取決めに定めのない事項又はこの取決めに疑義が生じた場合は、正会員の協議により、定めるものとする。

以上